

第5次呉市長期総合計画「前期基本計画（案）」について

第5次呉市長期総合計画（以下「総合計画」といいます。）のうち、基本構想で掲げた将来都市像と五つの未来の姿の実現に向けて、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの前期5年間で取り組む施策等を示す「第3編 前期基本計画（案）」を作成しました。

前期基本計画では、人口ビジョン及び総合計画と一体的に策定する第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに、基本構想で掲げた八つの政策分野における施策の推進に共通する「横断的な視点」や、各政策分野の現状・課題、施策の方向、主な取組、指標等を示した「基本政策」、大規模自然災害のリスク等を踏まえた「起きてはならない最悪の事態」とその対応策を示した「国土強^{じん}韌化地域計画」（以下「地域計画」といいます。）を記載しています。

【図表1 総合計画の目次（案）】

| | |
|--|---|
| <p>第1編 序論</p> <p>第1章 はじめに（趣旨、役割等）</p> <p>第2章 呉市の特性（自然環境、沿革）</p> <p>第3章 呉市を取り巻く環境（人口動向、経済動向等）</p> <p>第4章 市政運営の振返り（第4次計画期間における取組と課題）</p> | <p>第2編 基本構想</p> <p>第1章 将来都市像</p> <p>第2章 目指すべき姿（八つの政策分野）</p> <p>第3章 土地利用の方針（基本的な考え方、基本方針）</p> <p>第3編 前期基本計画</p> <p>第1章 人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略</p> <p>第2章 前期基本計画（横断的な視点、基本政策）</p> <p>第3章 国土強韌化地域計画</p> |
|--|---|

※前期基本計画に示す施策を実施するための具体的な事業をまとめた「構成事業集」を毎年度作成します。

【第3編 前期基本計画の概要】

1 人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 人口ビジョン

ア 位置付け

国は、少子高齢化・人口減少に対応し、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、平成26年（2014年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、同年12月に人口の現状と将来の人口目標等の展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」といいます。）を策定しました。また、令和元年（2019年）12月には、策定から約5年が経過したことから長期ビジョンを改訂しました。

呉市においても、平成28年（2016年）3月に策定した「呉市人口ビジョン」を、直近の動向を踏まえて改訂するものです。

イ 対象期間

国の長期ビジョンの趣旨等を踏まえ、令和27年（2045年）までとします。

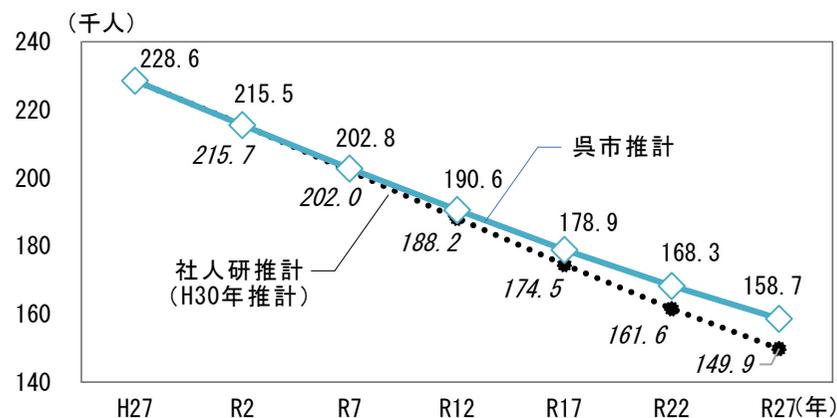
ウ 将来人口の推計

人口動向等の現状分析や市民アンケート調査結果等を踏まえた上で、総合計画に掲げる施策が一定の効果を発揮することを想定し、将来の人口を推計します。

【図表2 将来人口推計】

| | H27 (2015) | R2 (2020) | R7 (2025) | R12 (2030) | R17 (2035) | R22 (2040) | R27 (2045) |
|-------------------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 呉市推計 | 228,552 | 215,511 | 202,761 | 190,628 | 178,930 | 168,296 | 158,691 |
| 社人研推計 (H30年推計) | 228,552 | 215,683 | 202,037 | 188,180 | 174,528 | 161,648 | 149,865 |

※平成27年（2015年）は総務省統計局「国勢調査」の実績値。令和2年（2020年）以降の国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）推計（平成30年推計）は「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」の推計値



(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略

ア 第1期まち・ひと・しごと創生の現状等

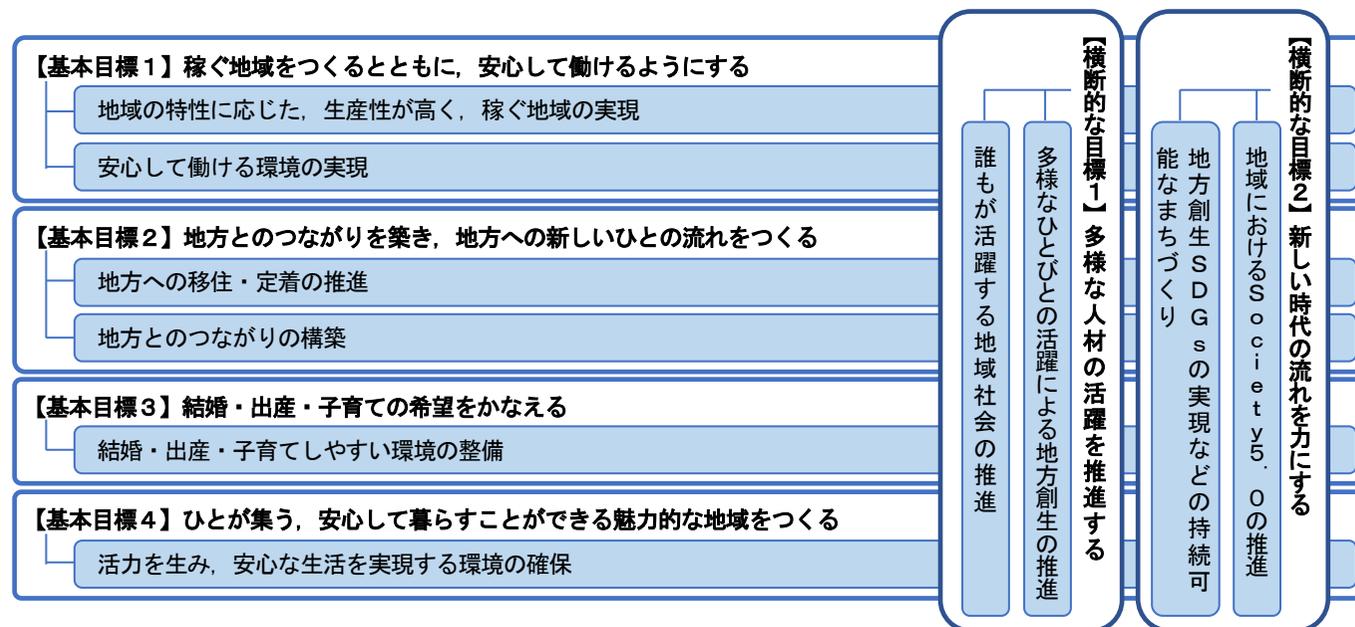
平成27年度（2015年度）に「呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度（2015年度）～令和2年度（2020年度））」を策定し、「若年層の定着～若者が集い、にぎわうまちづくり～」の実現に向け、働きやすさの向上、育てやすさの向上、暮らしやすさの向上に取り組んできました。

しかしながら、呉市の人口減少の最も大きな要因である若年層の転出超過や出生数の減少が続いています。

イ 国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策の方向性

国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））では、人口減少を和らげるため、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、文化や歴史、街並み等を生かした「暮らしやすさ」を追求し、地方の魅力を育み、ひとが集う地域を構築することを目指すべき将来として掲げています。

【図表3 国の第2期における施策の方向性】



※国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋

ウ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標等

総合計画に包含される第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、総合計画の基本構想に掲げる八つの政策分野の「目指すべき姿」を基本目標とし、将来都市像である「誰もが住みたい、住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち『くれ』」の実現に向けて、施策を進めていきます。

【図表4 総合戦略における基本目標】

| | |
|---------------------------|-------------------------------------|
| 基本目標1 (子育て・教育分野) | 若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち |
| 基本目標2 (福祉保健分野) | 誰もが、住み慣れた地域で、健やかに安心して暮らし続けることができるまち |
| 基本目標3 (市民生活・防災分野) | 多様な主体が協働し、誰もが安心して笑顔で暮らせるまち |
| 基本目標4 (文化・スポーツ・生涯学習分野) | 文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち |
| 基本目標5 (産業分野) | 誰もがチャレンジでき、時代を先取る産業を創造できるまち |
| 基本目標6 (都市基盤分野) | 誰もが安全・安心で快適に暮らせる持続可能なまち |
| 基本目標7 (環境分野) | 豊かな環境を次の世代につなぐまち |
| 基本目標8 (行政経営分野) | 市民の視点に立った効率的な市政を運営するまち |

2 前期基本計画

(1) 前期基本計画における政策体系

前期基本計画では、基本構想で掲げた将来都市像の実現に向けて、次の政策体系に基づき、政策分野ごとの施策を進めていきます。

【図表5 政策体系図】

| 将来都市像：誰もが住み続けたい，行ってみたい，人を惹きつけるまち「くれ」 ～イキイキと働き，豊かに安心して暮らし，ワクワク生きる～ | | |
|--|-------------------|---|
| 政策分野 | 基本政策 | 施策 |
| 1 子育て・教育分野 若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち | 1 妊娠・出産・子育て支援の充実 | ①妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援 ②社会全体で子どもと子育て家庭を支える支援 ③支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援 |
| | 2 学校教育の充実 | ①義務教育の充実 ②高等学校教育の充実 ③安全・安心な教育環境の充実 |
| 2 福祉保健分野 誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち | 1 地域福祉の推進 | ①地域福祉を支える新たな基盤づくり |
| | 2 健康づくりの推進 | ①市民の主体的な健康づくりの推進 ②データヘルスの推進 ③地域保健・医療体制の確保 |
| | 3 高齢者福祉の推進 | ①地域包括ケアシステムの推進 ②社会参加の促進 ③介護を支える仕組みの推進 |
| | 4 障害者福祉の推進 | ①地域における生活の支援 ②就労支援の充実と雇用の促進 ③健康づくりへの支援 ④共に支え合い参加する社会づくり |
| | 5 生活困窮者の支援 | ①生活困窮者の生活の安定と自立の支援 |
| 3 市民生活・防災分野 多様な主体が協働し、誰もが安心して笑顔で暮らせるまち | 1 市民協働と多文化共生の推進 | ①まちづくりの担い手の確保 ②まちづくりのための基盤強化 ③市民公益活動団体等との協働によるまちづくり ④多文化共生社会の実現 |
| | 2 安全・安心な生活の確保 | ①安全で安心な消費生活の環境づくり ②防犯対策等の推進 ③交通安全対策の推進 |
| | 3 人権尊重と男女共同参画の推進 | ①人権尊重のまちづくりの推進 ②男女共同参画社会の実現 |
| | 4 防災・減災に向けた体制の強化 | ①防災力の向上 ②災害の教訓の継承 |
| | 5 消防・救急機能の強化 | ①消防・救急・救助体制の整備 |
| | 6 国内外との多様な交流機会の充実 | ①市民と国内外の人々との交流の促進 ②戦略的な広報・広聴の推進 ③呉の魅力発信 |

| 政策分野 | 基本政策 | 施策 |
|---|----------------------------|---|
| 4 文化・スポーツ・生涯学習分野 文化芸術やスポーツに親しみ、 生涯を通じて学ぶことができる まち | 1 文化の振興 | ①文化芸術の振興 ②文化財の保存・活用 |
| | 2 スポーツの振興 | ①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ②競技スポーツの振興 ③スポーツ環境の整備 |
| | 3 生涯学習の推進 | ①生涯にわたる学びの支援と社会教育の振興 |
| 5 産業分野 誰もがチャレンジでき、時代を 先取る産業を創造できるまち | 1 地域産業の発展・チャレンジ環境 の整備 | ①中小企業・小規模企業の支援 ②新たなチャレンジへの支援 ③商業の活性化 |
| | 2 企業誘致・雇用環境の整備 | ①企業誘致・留置活動の推進 ②雇用機会の創出 ③勤労者福祉の充実 |
| | 3 観光の振興 | ①観光振興策の展開 |
| | 4 農水産業の振興 | ①農業・漁業経営体の確保・育成・強化 ②農水産物のブランド化・販路拡大・流通 ③農業生産基盤の整備・保全 ④豊かな森林の形成 ⑤漁業生産基盤の整備・保全 |
| 6 都市基盤分野 誰もが安全・安心で快適に 暮らせる持続可能なまち | 1 安心して住み続けられるまちづく りの推進 | ①コンパクトシティの推進 ②質の高い住環境の推進 |
| | 2 移動しやすい交通環境の形成 | ①スマートモビリティの推進 ②広域移動を担う公共交通の機能強化 ③地域公共交通の維持・確保 |
| | 3 道路の整備 | ①高速道路ネットワークの整備 ②国道・県道の整備 ③市道の整備 |
| | 4 河川、砂防・急傾斜、高潮・津波 対策の推進 | ①河川改修等の推進 ②砂防・急傾斜対策の推進 ③高潮・津波対策の推進 |
| | 5 公園・にぎわい空間の創出 | ①公園の整備 ②にぎわい空間の創出 |
| | 6 港湾機能の充実・魅力向上 | ①港湾機能の充実 ②港湾機能の魅力向上 |
| | 7 上下水道の整備 | ①安全で安心な水道水の供給 ②快適な暮らしを支える下水道の整備 |
| 7 環境分野 豊かな環境を次の世代につなぐまち | 1 環境の保全 | ①地球環境の保全 ②生物多様性の保全 ③地域環境の保全 ④市営墓地の整備 |
| | 2 循環型社会の形成 | ①循環型社会の形成 ②持続可能な社会の基盤づくり |

| 政策分野 | 基本政策 | 施策 |
|--|---------------|--|
| 8 行政経営分野 市民の視点に立った効率的な 市政を運営するまち | 1 デジタル化の推進 | ①スマートシティの推進 ②自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進 |
| | 2 行財政改革の推進 | ①健全な財政運営の確保 ②効率的な行政システムの確立 ③長期的かつ総合的な資産経営 ④市民に開かれた透明性の高い市政の実現 |
| | 3 職員・組織の活性化 | ①働き方改革の推進 ②職員の育成と組織の活性化 |
| | 4 都市間交流・連携の推進 | ①広域連携の推進 |

(2) 施策推進のための横断的な視点

将来都市像と五つの未来の姿の実現に向けて、社会の変化をデータ等の客観的な情報により把握し、各政策分野の施策推進に共通する四つの横断的な視点をもって、前期基本計画を推進していきます。

横断的な視点① 先端技術の積極的な活用によるSociety5.0の実現

今後の市民生活や事業活動、地域社会は、大きく進歩したAIやIoTなどの先端技術が、公共や民間が持つデータを核として駆動することにより、大きく変化していくことが見込まれています。

市民の利便性や生活の質の向上、新しい生活様式への対応、地域経済の活性化などに向けて、呉市ならではの特性と最先端のICTなどを融合させながら積極的に活用する視点をもって、施策を推進していきます。

横断的な視点② 少子化と人口減少への対応

呉市の人口は、昭和50年（1975年）をピークに減少が進んでおり、若年層の転出超過や未婚化・晩婚化による出生数の減少が大きく影響しています。

子育て世代を始めとする若い世代が住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進める視点をもって施策を推進していきます。

横断的な視点③ 様々な危機への対応と将来のリスクへの備え

呉市は、甚大な被害を受けた平成30年7月豪雨災害について、「呉市復興計画」に基づく着実な復旧・復興を進めています。そうした中であって、新型コロナウイルス感染症の拡大、日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の休止発表によって、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼす状況も生じています。

これらに柔軟かつ迅速に対応するとともに、今後のリスクに備えていく視点をもって施策を推進していきます。

横断的な視点④ 市民や企業、高等教育機関など多様な主体との取組の推進

基本構想に掲げる将来都市像と五つの未来の姿の実現には、市民や企業、高等教育機関など多様な主体との連携が必要になります。

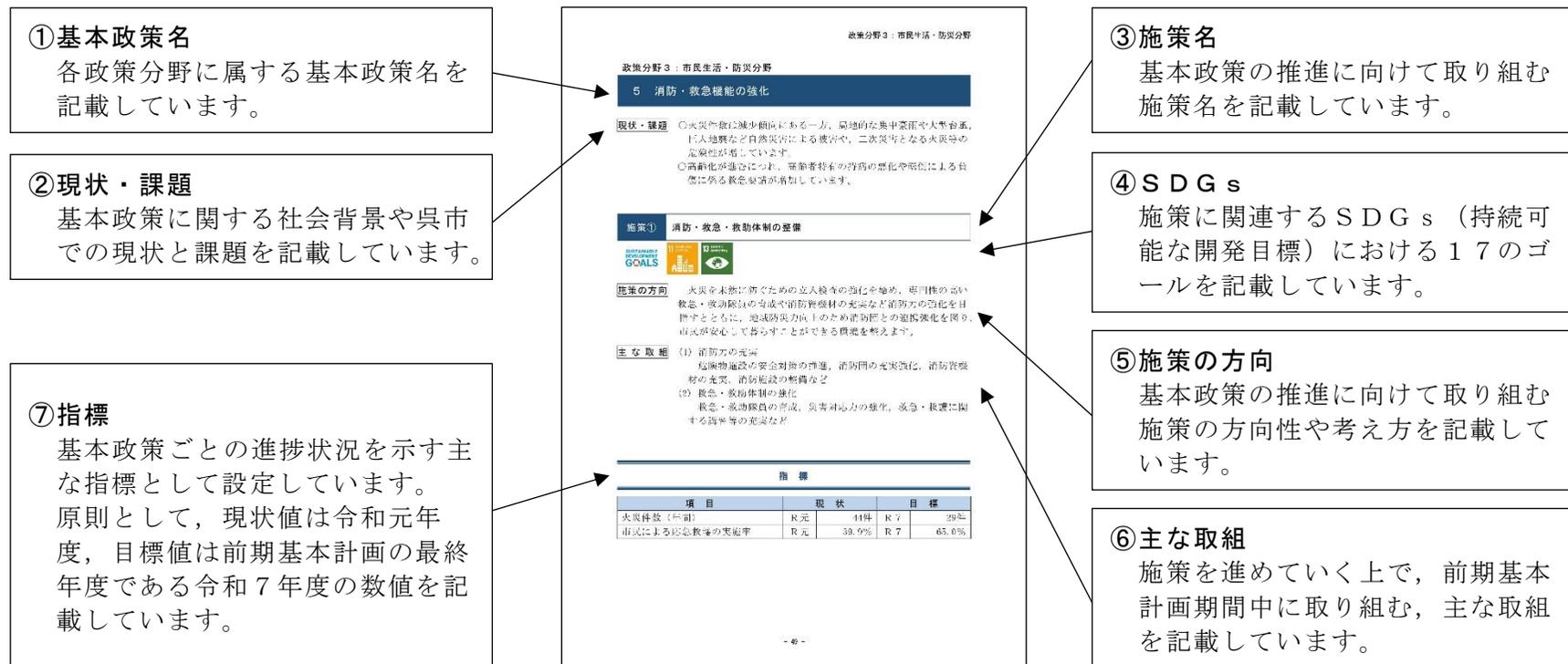
これらの多様な主体が持つ強みや特性を生かし、共に取り組む視点をもって施策を推進していきます。

(3) 基本政策のレイアウト

基本政策は、基本構想で掲げた八つの政策分野ごとの施策をまとめたものです。

各基本政策では、それぞれの現状や課題を分析し、それに基づいた施策とその推進に向けた方向性、主な取組等を示すとともに、基本政策単位での進捗状況を示す主な指標を設定しています。

【図表6 基本政策のレイアウト】



3 国土強靱化地域計画

(1) 地域計画の基本的な考え方

ア 地域計画策定の趣旨

呉市では、戦後、昭和20年（1945年）9月の枕崎台風、昭和42年（1967年）7月の豪雨、平成11年（1999年）6月の豪雨、平成13年（2001年）3月の芸予地震などの風水害や地震等による自然災害が発生しています。また、平成30年7月豪雨を含め、過去約20年間で災害救助法（昭和22年法律第118号）が5度も適用されているなど、豪雨や台風等による被害を受けやすく、これまでも土砂崩れや高潮による浸水などにより、市民の生命や財産などが甚大な被害を受け、その度に災害から立ち直る経験をしてきた歴史があります。さらに、今後の地球温暖化に伴い、大雨及び短時間強雨の増加や台風の勢力が強まることが予測されています。

こうしたことから、今後起こり得る災害への備えとして、ハードとソフトの両面から国土強靱化に向けた取組を計画的に進めていくための指針となる地域計画を策定するものです。

イ 地域計画の位置付け

本地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下「基本法」といいます。）第13条に基づいて策定するものであり、呉市の国土強靱化に向けた防災や都市基盤の整備などの取組を計画的に推進するための指針として位置付け、呉市^と土^き木^め未^き来^きプラン（令和3年3月策定予定）などの個別計画の上位計画となるものです。

(2) 強靱化の目標

地域計画は、基本法第14条において、国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」といいます。）と調和が保たれたものでなければならないことが明示されていることから、国の基本計画に即すとともに、広島県国土強靱化地域計画と調和を図って、四つの基本目標と、その達成に必要な八つの事前に備えるべき目標を設定します。

ア 基本目標

大規模自然災害の発生時に

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

イ 基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(3) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と対応策の設定

国の基本計画及び広島県国土強靱化地域計画において設定された大規模自然災害発生時における「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を基に，基本目標の実現に向けて，呉市の実情を踏まえた22の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定します。

また，22の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）に対し，それを回避するための83の対応策を設定し，それらの対応策ごとに，「脆弱性の評価」と「施策の推進方針」を示します。

【図表7 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と対応策】

| | |
|-------------|--|
| 基本目標 | <p>1 人命の保護が最大限図られること</p> <p>2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</p> <p>3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</p> <p>4 迅速な復旧復興</p> |
|-------------|--|

| 基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | 強靱化に向けた対応策 |
|---------------------------|---|--|
| 1 直接死を最大限防ぐ | 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模な火災による多数の死傷者の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅・建物等の耐震化 ② 土木施設の整備 ③ 住宅の防火・火災予防 ④ 避難体制の構築（組織，ハード整備等） ⑤ 避難訓練の実施（防災意識の向上等） ⑥ 消防力の強化 |

| 基本目標を達成するために必要な 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) | 強靱化に向けた対応策 |
|---|--|--|
| | 1-2 津波、洪水、高潮等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 | ① 土木施設の整備 ② 消防力の強化 ③ 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等） |
| | 1-3 土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生 | ① 土木施設の整備 ② 土砂災害警戒区域等に係る対策 ③ 消防力の強化 ④ 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ⑤ 避難訓練の実施（防災意識の向上等） |
| | 1-4 避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 | ① 土木施設の整備 ② 消防力の強化 ③ 防災情報の伝達方法と情報の見直し ④ 避難体制の整備 ⑤ 避難訓練の実施 ⑥ 防災意識の向上 ⑦ 避難所の環境対策 |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | ① 備蓄・供給体制の強化 ② 物流機能の強化 ③ ライフラインの確保 |
| | 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 | ① 土木施設の整備 ② 消防力の強化 ③ 防災訓練の実施 ④ 避難場所・避難所の開設・運営 |
| | 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足 | ① 消防力の強化 ② 防災関係機関との連携強化・訓練の実施 ③ 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等） ⑤ 緊急輸送用道路等の確保 |
| | 2-4 医療・福祉施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺、疾病・感染症等の大規模発生 | ① 災害に強い医療体制の構築 ② 疾病・感染症等の予防対策 ③ 緊急輸送用道路等の確保 ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等） |
| | 2-5 避難所等の規模や機能の不足により、被災者、帰宅困難者への支援が十分に確保できない事態 | ① 避難場所・避難所の開設・運営 ② 災害時の避難所環境等の改善 ③ 帰宅困難者を発生させないための協力依頼等 ④ 被災者の生活支援 |

| 基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) | 強靱化に向けた対応策 |
|--|---|--|
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下 | ① 施設の機能強化等 ② 危機管理体制等の強化 ③ 情報・通信システムの運用 ④ 広域連携 |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 | ① 非常用電源の確保対策 ② 情報通信設備の電源対策 ③ 避難訓練の実施（防災意識の向上等） |
| 5 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 サプライチェーンの寸断，エネルギー供給の停止等による企業の生産力低下 | ① 事業者の防災対策の促進 ② 交通体系の整備 ③ 港湾・物流機能の強化 ④ 多様な電力等の普及促進 ⑤ 事業者の復旧支援 |
| | 5-2 大規模な産業施設の損壊，火災，爆発等 | ① 事業者の防災対策の促進 ② 港湾・物流機能の強化 ③ 消防力の強化 |
| 6 ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期復旧を図る | 6-1 電力供給ネットワーク（発電所，送配電設備）や石油・ガス・食料等の供給機能の停止 | ① 備蓄物資の強化 ② 備蓄物資の供給体制の強化 ③ 物流機能の強化 ④ 港湾・物流機能の確保 ⑤ ライフラインの確保 ⑥ 多様な電力等の普及促進 |
| | 6-2 長期間にわたる上水道の供給停止及び下水道施設の機能停止 | ① 飲料水等供給体制の強化 ② 下水道施設の強化 ③ 土木施設の整備 ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等） |
| | 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態 | ① 交通体系の整備 ② 公共交通機関の維持・確保 ③ 生活道路の整備 ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等） |
| 7 制御不能な二次災害を発生させない | 7-1 ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生 | ① ため池の防災・減災対策 ② 避難訓練の実施（防災意識の向上等） |
| | 7-2 有害物質の大規模拡散・流出による二次災害の発生 | ① 危険物施設への対策の実施 ② 避難体制の構築（組織，ハード整備等） ③ 避難訓練の実施（防災意識の向上等） |
| | 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | ① 農地の保全 ② 農業用基盤施設の整備 ③ 森林の保全 |

| 基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | 強靱化に向けた対応策 |
|-------------------------------------|---|----------------------------------|
| 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | ① 災害廃棄物処理体制の確保 ② 廃棄物処理施設の安定稼働 |
| | 8-2 復旧・復興を支える人材等（専門家、技術者等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | ① 多様な団体との連携 |
| | 8-3 貴重な文化財等の喪失 | ① 文化財の防災対策 |

(4) 重点化する施策

「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに脆弱性の評価と施策をまとめ、施策に基づく事業を着実に推進していきます。

そのうち、呉市の特性や緊急度、被害の影響の大きさの視点から優先度を判断し、次に掲げる11の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を重点化する施策として選定し、より一層の取組の推進に努めるものとします。

【人命保護に直接関わる事態】（9 事態）

| | |
|-----|--|
| 1-1 | 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模な火災による多数の死傷者の発生 |
| 1-2 | 津波、洪水、高潮等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| 1-3 | 土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生 |
| 1-4 | 避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| 2-3 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足 |
| 2-4 | 医療・福祉施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺、疾病・感染症等の大規模発生 |
| 2-5 | 避難所等の規模や機能の不足により、被災者、帰宅困難者への支援が十分に確保できない事態 |

【行政機能の大幅な低下につながる事態】（1 事態）

| | |
|-----|----------------------------------|
| 3-1 | 市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下 |
|-----|----------------------------------|

【経済活動の機能不全に関わる事態】（1 事態）

| | |
|-----|------------------------------------|
| 5-1 | サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業の生産力低下 |
|-----|------------------------------------|

(5) 地域計画の推進に向けて

ア 多様な主体との連携

地域計画の推進に当たっては、市民、地域関係団体、ボランティア団体、企業等と連携して取り組んでいく必要があります。また、国・県等と相互に連携・情報共有を図りながら、インフラ等の整備や人的・財政支援などを要請していきます。

イ 推進体制

地域計画の推進に当たっては、全庁的に取り組むこととし、実施に当たっては、国・県等の交付金等の有利な財源を活用するなど強靱化に向けた事業の財源確保に努めていきます。

ウ 進捗管理

地域計画に基づく施策について、進捗管理を行うとともに、必要に応じて、強靱化に向けた事業の追加や事業内容・実施時期の見直しを行います。